

議案第17号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正
する条例案に関する意見決定の件

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例
を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基
づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和6年5月15日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤岡 謙一

(別 紙)

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する
条例案に関する意見

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定については、異議ありません。

令和6年5月15日

西宮市教育委員会

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（昭和42年西宮市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

付 則

この条例は公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例一部改正条例

改正案	現 行
<p>略</p> <p>(休業補償)</p> <p>第5条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合（委員会規則で定める場合に限る。）</u>には、その拘禁されている期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>[9][15]</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>(休業補償)</p> <p>第5条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>次に掲げる場合（委員会規則で定める場合に限る。）</u>には、その拘禁され、<u>又は収容されている期間</u>については、休業補償は、行わない。</p> <p><u>(1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u></p> <p><u>(2) 婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合</u></p> <p>[9][15]</p> <p>略</p>